

令和7年度静岡市介護保険施設等指導方針

この方針は、静岡市が、介護保険サービス事業者・施設（以下「事業者」という。）に対して、対象サービスの内容及び介護報酬の請求等に関する指導について、重点的に指導する事項を定めることにより、対象サービスの質の確保・向上及び保険給付の適正化を図ることを目的とします。

1 基本的な考え方

静岡市は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を図ることを念頭において、事業者に対する支援を行うものとし、指導は介護保険法に基づく関係法令等（以下「基準等」という。）を事業者に遵守させるとともに、基準等に基づく介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底させることを主眼とします。

また、苦情等通報が多い事業者に対しては、重点的に運営指導等を行います。

2 指導の重点事項

(1) 運営関係

① 医療と介護の連携

介護保険施設等について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の事項について指導します。

ア 以下の要件を満たす協力医療機関※（（c）は病院に限る）を定めているか
（令和9年3月末日までの経過措置後は義務化）

※複数の医療機関を定めることで要件を満たすこととしても差し支えない

（a）入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること（特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は努力義務）

（b）診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること（特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は努力義務）

（c）入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を常時確保していること（特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は対象外）

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者等の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について静岡市へ提出しているか

ウ 入所者等が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能とな

った場合においては、速やかに再入所させることができるように努めているか

② 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

介護現場における生産性の向上に資する取組の推進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析したうえで、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置するよう指導します（令和9年4月以降は義務化）

※短期入所系サービス、居宅系サービス、施設系サービスが対象

③ 人員基準の徹底

介護サービスの質を確保する観点から、基準等で定められている従業員数の確保と従業者による適切なサービスの提供が行われるよう、以下の事項について指導します。

- ア 従業員（兼務している場合は、それぞれの勤務状況）の勤務状況を示す書類の整備
- イ 利用者に対し適切なサービスを提供するための必要な職員の配置（過剰な兼務による職務上の役割が果たされていないことはないか）
- ウ 従業者に必要な資格要件及び研修の修了要件
- エ 介護に直接携わる職員のうち、無資格者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること

④ 一連のケアマネジメントプロセスの理解の促進

利用者の自立を支援し、状態の悪化をできるだけ防止する視点に立って、適切なケアが総合的かつ効率的に提供されるよう、以下のプロセスの実施について指導します。

- ア 要介護者の状況を把握し、生活上の課題の分析（アセスメント）
- イ 総合的な援助方針、目標を設定するとともに、アに応じた介護サービス等の組み合わせ（プランニング）
- ウ ア及びイについて、サービス担当者会議等により支援にかかわる専門職間で検討・調整し、認識を共有した上で効果的・効率的な居宅・施設サービス計画（ケアプラン）の策定（多職種協働）
- エ 各サービスの提供状況及び要介護者の状況変化等の把握（モニタリング）、各サービスの内容等の再評価・改善

⑤ 計画に基づくサービスの実施

事業者においては、介護サービスの提供にあたり、各サービス計画に沿った個別の援助計画の作成、利用者への説明、同意取得、計画の交付、サービス提供の記録、評価、必要に応じた計画の変更等、指定基準に示されたプロセスが着実に実行されるよう指導します。

⑥ 感染症対策の強化

介護保険施設等において、感染防止対策の取組の徹底と感染が疑われる者等が発生

した場合の適時適切な対応が図られるよう、感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び感染者発生時想定訓練の実施が適切に行われるよう指導します。

⑦ 非常災害対策の徹底

高齢者施設等における適切な災害への対応を図るよう、以下の事項を重点的に指導します。

- ア 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する具体的な計画(マニュアル)の作成
- イ 非常災害に対する具体的な計画の定期的な従業者への周知
- ウ 具体的な計画に基づく定期的な避難、救出訓練の実施及び当該計画の見直し
また、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく本市地域災害対策に定める、浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の事業所においての避難確保計画の作成状況及び避難訓練実施状況についても周知・確認

⑧ 業務継続に向けた取組の強化

新たな感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修、想定訓練が適切に行われるよう指導します。

⑨ 身体拘束等の適正化の視点に基づく運営上の指導

利用者及び入居者等の安全確保の観点から、やむをえず身体拘束を行う場合における要件・手続きの慎重な取り扱いのもとより、身体拘束を実施しない場合においても、適切な手続きを踏むことが必要であることから、身体拘束に関する次の事項について確認、指導します。

- ア 例外3原則(切迫性、非代替性、一時性)の要件の適合状況の確認
- イ 身体拘束に関して、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録の有無
- ウ 利用者・家族への説明と同意の有無
- エ 身体拘束の適切な解除予定時期及び解除に向けた検討状況の確認
- オ 「身体拘束廃止委員会」等の定期的な開催及び当該委員会での検討状況の確認
- カ 身体的拘束等の適正化のための指針の整備の確認
- キ 介護職員その他の従業者に対しての、身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施状況の確認

⑩ 高齢者虐待防止のための指導の強化

高齢者虐待は、「人間の尊厳」を著しく侵害する行為であり、決してあってはならないものであることから、高齢者虐待との関連が疑われる場合等において、当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合など、あらかじめ通知したのでは把握できない時には、事前に通告を行うことなく運営指導を実施

するなど、実態把握、再発防止を図る。また、以下の事項について指導を徹底します。

ア 虐待防止対策を検討する委員会の開催、指針の整備及び研修の実施が基準に従って行われているか

イ 高齢者虐待事案、事故等が発生した場合には、当該事業所から虐待等の速やかな報告の徹底

⑪ 「事故防止対策」及び「苦情対応」

事故の内容を正確に記録し、従業者間で情報を共有するとともに、事業所全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講ずるよう指導します。

市に報告すべき事故を理解していない、市に報告すべき事故を報告していないなどの事例が見受けられることから、報告について徹底を図ります。

苦情は、サービスの質の向上を図る上での重要な情報であることから、事業所全体で情報を共有するとともに、苦情の内容を踏まえて、サービスの質の向上に向けた取組みを積極的に行うよう指導します。

⑫ ハラスメント対策の強化

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるよう指導します。

⑬ 「特別養護老人ホームにおける入所手続き」の適正な運用

平成 27 年 4 月 1 日以降、特別養護老人ホームへの入所は原則要介護 3 以上の方に限定され、要介護 1 又は 2 の方は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある場合に、特例的に施設への入所が認められることとなったため、特例入所を含む入所手続きが適正に行われるよう指導します。

また、平成 29 年 7 月 1 日施行の静岡県指定介護老人福祉施設等優先入所指針に沿った入所手続きが適正に行われるよう合わせて指導します。

⑭ 栄養・口腔衛生の管理

施設系サービスについては、入所者の栄養・口腔状態の健康維持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養・口腔衛生の管理が計画的に行われているかどうか等を指導します。（口腔衛生の管理に係る規定は、令和 6 年 4 月 1 日より義務化）

⑮ 掲示

令和 7 年度から事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう義務付けられたことから、介護サービス事業所は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表するよう指導します。

（２） 報酬関係

① 不適正な請求の防止

加算等の算定要件に基づく運営及び報酬請求の適切な実施について確認し、不適正な請求を防止するように指導します。

② 説明責任の理解の促進

加算等の請求にあたっては、報酬基準上の要件を満たしていることが必要であり、報酬基準上の要件を満たしているか否かは事業者の説明責任があることについて理解の促進に努めます。

③ 記録等の整備

加算等の算定については、報酬基準上必要な記録・書類が整備されているか、適切に実施するように指導します。

④ 介護職員等処遇改善加算の介護従事者への支給の確認

介護職員の安定的確保及び質の向上の観点から導入された本加算については、当該加算を算定している事業所において、個々の職員への確認を行うなど、処遇改善計画書に基づく賃金改善が適切に実施されているかを確認します。

3 その他

(1) 同報メール配信システムへの登録

制度の改正等重要な情報を早期にまた確実に事業者伝えるため、メール配信システムへの登録の促進を図ります。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）に対する指導

指定事業者により提供される第1号事業について、居宅サービス等の運営指導に併せて、指定基準に関する事項の周知徹底のほか、第1号事業支給費請求にかかる適正な請求事務に関する指導等を行います。

(3) 高齢者向け集合住宅を中心にサービスを提供する事業所に対する指導

近年、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに居宅サービスが併設された形態の事業者の新規参入が多く見られることから、制度の理解不足等による不適切な運営を招くことのないよう指導します。

(4) 業務管理体制届出の促進

介護サービス事業者は、要介護（要支援）者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は当該法律に基づく命令を遵守し、要介護（要支援）者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるように、業務管理体制を整備しなければなりません。そのため、市に業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないにもかかわらず未届けの事業者に対しては、速やかに届け出るよう指導します。

(5) 介護サービス情報の報告等

介護サービス事業者には、利用者の適切な介護サービスの選択に資する情報の報告が義務づけられており、報告に基づきその情報を公表しています。そのため、当該制度の周知を図るとともに、情報の報告を行っていない事業者に対して、報告するよう

指導します。

（６）福祉サービス第三者評価の実施状況に係る説明

サービス提供の開始に際しての事業者からの利用者に対する重要事項の説明に当たり、福祉サービス第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）についても説明するよう指導します。